

中小企業投資育成株式会社法

制定	昭和38年6月10日	法律	第101号
改正	昭和40年5月4日	法律	第59号
改正	昭和41年4月1日	法律	第43号
改正	昭和43年4月18日	法律	第20号
改正	昭和48年10月15日	法律	第115号
改正	昭和52年6月3日	法律	第63号
改正	昭和61年5月20日	法律	第54号
改正	平成元年6月28日	法律	第50号
改正	平成11年12月3日	法律	第146号
改正	平成11年12月22日	法律	第160号
改正	平成12年5月31日	法律	第91号
改正	平成13年11月28日	法律	第129号
改正	平成14年5月29日	法律	第45号
改正	平成14年5月29日	法律	第47号
改正	平成16年4月21日	法律	第35号
改正	平成17年7月26日	法律	第87号
改正	平成19年5月25日	法律	第58号
改正	平成26年6月27日	法律	第91号
改正	平成27年9月11日	法律	第66号

(会社の目的)

第1条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

(会社の数及び事務所)

第2条 中小企業投資育成株式会社(以下「会社」という。)は、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社とし、それぞれ本店を東京都、名古屋市及び大阪市に置く。

(商号の使用制限)

第3条 会社以外の者は、その商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用してはならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第4条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業の範囲)

第5条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- (1) 資本金の額が3億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

- (2) 資本金の額が3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
 - (3) 前2号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
 - (4) 前3号の規定により会社がその株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業
 - (5) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項第2号又は第3号の規定による株式等の引受けをしてはならない。

- (1) 会社が株式を引き受ける場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社の資本金の額が政令で定める額（会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けることが特に必要があると認める場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた金額）を超えることとなるとき。
- (2) 会社が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時ににおいて、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本金の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

（事業に関する規則）

第6条 会社は、業務開始の際、その営む事業に関する規則を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規則には、次の事項を定めておかななければならない。
- (1) 株式の引受けの対象業種、株式の引受けの相手方の選定の基準、株式の引受けの際の評価の基準、株式の引受けの限度、株式の保有期間並びに株式の処分の方法
 - (2) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この号において同じ。）の引受けの対象業種、新株予約権の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の引受の限度及び新株予約権の行使の時期
 - (3) 新株予約権付社債等の引受けの対象業種、新株予約権付社債等の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権付社債等の引受けの限度及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債にあっては、当該社債に付された新株予約権の内容に関する基準及び新株予約権の行使の時期
 - (4) 前条第1項第4号に掲げる事業に係る手数料

（事業計画等）

第7条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(定款の変更等)

第8条 会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(賃借対照表等の提出)

第9条 会社は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の賃借対照表、損益計算書及び事業報告並びに剰余金の処分の決議に関する資料(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第10条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第11条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(株式会社日本政策金融公庫の貸付け)

第12条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条の規定にかかわらず、会社に対し、その事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けは、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第11条第1項第1号の規定による同法別表第1第14号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務とみなす。

(罰則)

第13条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、3年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、5年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第14条 前条第1項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第14条の2 第13条第1項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第1項の罪は、刑法（明治40年法律第45号）第2条の例による。

第15条 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役又は職員は、百万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第2項の規定に違反して、株式等を引き受けたとき。

(2) 第6条第1項の規定に違反して、事業に関する規則の認可を受けなかったとき。

(3) 第7条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の届出をしなかったとき。

(4) 第9条の規定に違反して、賃借対照表、損益計算書若しくは事業報告又は剰余金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

(5) 第10条第2項の規定による命令に違反したとき。

第17条 第3条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

3 設立委員は、定款及び会社の発行する優先株式に係る優先株式消却計画を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 設立委員は、附則第3項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式につき、株式を募集しなければならない。

6 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

7 設立委員は、株式の申込みをした者に対し株式を割り当てる場合において、当該株式の申込みをした者のうちに地方公共団体があるときは、当該会社につき公庫が引き受ける優先株式の数に相当する数に達するまでの株式を当該地方公共団体に対し優先して割り当てなければならない。

8 商法第167条、第181条及び185条の規定は、会社の設立については、適用しない。

（総務省設置法の適用除外）

9 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和61年法律第54号）第9条の規定の施行後においては、中小企業投資育成株式会社については、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定並びに同条第19号及び第21号の規定（同条第19号二に

掲げる業務に関する事務を除く。)は適用しない。

附則（昭和40年5月4日法律第59号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和41年4月1日法律第43号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和43年4月18日法律第20号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和48年10月15日法律第115号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和52年6月3日法律第63号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第9条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和61年5月20日法律第54号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、昭和61年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)〔略〕

(2) 第9条の規定並びに附則第6条及び第13条の規定。昭和61年7月1日

(3)〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第6条 この法律（第9条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成元年6月28日法律第50号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正）

第3条 中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和60年法律第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第5条1項第1号」を「第5条第1項第2号」に改める。

附則（平成11年12月3日法律第146号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条、第 11 条及び第 19 条並びに附則第 6 条、第 9 条及び第 12 条の規定は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第 14 条 この法律（附則第 1 条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 15 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔前略〕第 1344 条の規定 公布の日
- (2) 〔略〕

附則（平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）抄

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）の施行の日〔平成 13 年 4 月 1 日〕から施行する。
(平成 13 年 11 月 28 日法律第 129 号)

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第 68 条 この法律の施行の際に商法等の一部を改正する法律附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債または新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の中小企業投資育成株式会社法第 5 条に規定する中小企業投資育成株式会社の事業の範囲および同法第 6 条に規定する事業に関する規程に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

附則（平成 13 年 11 月 28 日法律第 129 号）抄

(施行期日)

1 この法律は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成 14 年 5 月 29 日法律第 45 号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成14年6月政令217号により、平成15年4月1日から施行〕

附則（平成14年5月29日法律第47号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成14年10月政令304号により、平成14年11月28日から施行〕

附則（平成16年4月21日法律第35号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

2 前号に掲げる規定以外の規程 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附則（平成17年7月26日法律第87号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成19年5月25日法律第58号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第9条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（調整規定）

第10条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）又は地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附則（平成26年6月27日法律第91号）抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成27年9月11日法律第66号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

法令改正の最終確認日：2016年8月29日